

地震・津波部会の設置について（案）

令和2年12月15日
原子炉安全専門審査会

1. 所掌事務

原子力規制委員会から原子炉安全専門審査会へ指示のあった事項のうち、以下について、原子力規制庁が行った情報収集、分析結果をもとに審議し、原子力規制委員会に対し助言を行うこととする。

- 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

2. 部会の名称

「地震・津波部会」とする。

3. 部会の構成員

別紙のとおり

4. 部会の議決

1. 所掌事務に係る事項については、部会の議決をもって審査会の議決とする。

地震・津波部会の設置について（案）

令和2年12月15日
核燃料安全専門審査会

1. 所掌事務

原子力規制委員会から核燃料安全専門審査会へ指示のあった事項のうち、以下について、原子力規制庁が行った情報収集、分析結果をもとに審議し、原子力規制委員会に対し助言を行うこととする。

- 地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

2. 部会の名称

「地震・津波部会」とする。

3. 部会の構成員

別紙のとおり

4. 部会の議決

1. 所掌事務に係る事項については、部会の議決をもって審査会の議決とする。